

ギャンブル等への のめり込みによる借金の場合、 安易な肩代わりはやめましょう。

- ギャンブル等依存症は精神疾患の1つです。ギャンブル等をしたことのある人であれば、意思の強弱に関係なく、誰でもなり得るもので、自分の意思ではやめられない状態になってしまいます。
- ご家族が借金の肩代わりをする、病気を理解しないまま借金の返済を進めると適切な治療・診断に結びつかず、逆に新たな借金を作ってしまったたり、病気の回復を妨げてしまうことがあります。
- ギャンブル等依存症については、医療・相談機関（お住まいの地域の保健所・精神保健福祉センター等）に、借金返済については、お住まいの都道府県・市区町村や最寄りの財務局に相談しましょう。
- 本人が回復の必要性を自覚するまでには時間がかかることから、ご家族だけでも相談できますので、周囲の方が専門の機関に相談して、「適切なサポート」の仕方を知ることからはじめましょう。

お問い合わせ先

依存症の相談機関や基礎知識などは依存症対策全国センター（NCASA）のホームページをご覧ください。

依存症対策全国センター



<https://www.ncasa-japan.jp/>



GA（ギャンブラーズ・アノニマス）【当事者】
046-240-7279

（公社）ギャンブル依存症問題を考える会
03-3555-1725

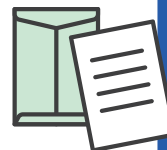
ギャマノン【家族・友人】
03-6659-4879

（NPO）全国ギャンブル依存症家族の会
090-6737-8665

貸付自粛制度について

浪費やギャンブル等依存症による借金により、ご本人やそのご家族の生活に支障を生じさせるおそれがある場合、日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターに自らを自粛対象者とする旨を申告することで、貸付自粛情報が信用情報機関に登録され、信用情報機関の会員に貸付自粛情報を提供する制度です。

※申告できるのは原則ご本人のみです。



日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターのどちらかへ申告することで、3つの信用情報機関（㈱日本信用情報機構（JICC）、㈱シー・アイ・シー（CIC）及び全国銀行個人信用情報センター）に、貸付自粛情報が登録されます。銀行・貸金業者等は、貸付自粛情報を、契約者（申込者）の支払能力に関する調査のために利用します。

お問い合わせ先

日本貸金業協会
貸金業相談・紛争解決センター

ナビダイヤル **0570-051-051**

日本貸金業協会



<https://www.j-fsa.or.jp/personal/trouble/way/>



全国銀行個人信用情報センター

フリーダイヤル **0120-540-558**

TEL（携帯電話から） **03-3214-5020**



全国銀行協会



<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/selfcontrol/>



バイオマス
使用部位：印刷インキ
No.000000

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

家計のお悩み

してみませんか？
相談



肩代わり・借金・ローン・
ギャンブル依存・債務・ヤミ金融など

借入れ・ローンの返済などにお困りの方は
こちらのリーフレットをご覧ください。

金融庁
Financial Services Agency

多重債務問題で困っても、 ヤミ金融には絶対に 手をださないで。



正規の貸金業者とは、
国(財務局)・都道府県で
貸金業登録を受けています。

※SNSなどを通じた個人間でお金の貸し借りや、給与ファクタリング、後払い(ツケ払い)現金化においては、ヤミ金融業者による違法な貸付けや、個人情報の悪用などの犯罪被害やトラブルに巻き込まれる危険性があります。

ヤミ金融の手口は巧妙で手が込んでいます。
実際の被害や手口、ヤミ金融業者の情報を
確認し、被害にあわないようにしましょう。

日本貸金業協会



https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/dark_finance.php



ヤミ金融から連絡があっても、
毅然とした態度で、
無視しましょう。

※連絡を取ることがあなたの情報を
与えることになります。

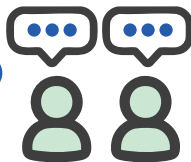


もし被害にあったしまったら一人で悩まず、
まず相談。

悪質業者の被害にあった時は、

日本貸金業協会 都道府県庁の相談窓口
消費生活センター 警察

などにすぐに連絡してください。



多重債務に関するお問い合わせ先

一般消費者向け相談窓口

東海財務局 052-951-1764
【月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)9時～12時及び13時～17時】

法テラス・サポートダイヤル 0570-078374
【平日9時～21時、土曜日9時～17時、いずれも祝日・年末年始を除く】

(公財)日本クレジットカウンセリング協会 0570-031640
【月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)10時～12時40分及び14時～16時40分】

岐阜県県民生活相談センター 058-277-1003
【月曜日～土曜日(祝日、年末年始を除く)8時30分(土曜日は9時)～17時】

岐阜県可茂県事務所 0574-25-3111
【月・火・木・金(祝日、年末年始を除く)9時～12時及び13時～16時】
(内線212)

岐阜県飛騨県事務所 0577-33-1111
【月・火・木・金(祝日、年末年始を除く)9時～12時及び13時～16時】
(内線430)

岐阜県弁護士会「クレジット・サラ金相談」 058-265-0020
※電話で受付、面談による相談
【月曜日13時～15時、木曜日10時～12時(いずれも祝日、年末年始を除く)】

消費者ホットライン 188
※お近くの市区町村や都道府県の消費生活センター等の
消費生活相談窓口をご案内します。

岐阜県司法書士会【Web予約のみ】
面談による相談 <https://www.gifu-shihoushoshi.or.jp/soudan>
Webによる相談 <https://www.gifu-shihoushoshi.or.jp/archives/1951>

事業者向け相談窓口

東海財務局 052-951-1764
【月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)9時～12時及び13時～17時】

岐阜県商工会連合会 058-277-1068
【月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)8時30分～17時15分】

商工会議所

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)受付時間は商工会議所ごとに異なります

岐阜	058-264-2131	大垣	0584-78-9111
高山	0577-32-0380	多治見	0572-25-5000
関	0575-22-2266	中津川	0573-65-2154
美濃	0575-33-2168	神岡	0578-82-1130
土岐	0572-54-1131	瑞浪	0572-67-2222
恵那	0573-26-1211	各務原	058-382-7101
美濃加茂	0574-24-0123	可児	0574-61-0011
羽島	058-392-9664		

法テラス・サポートダイヤル 0570-078374
【平日9時～21時、土曜日9時～17時、いずれも祝日・年末年始を除く】

日本弁護士連合会ひまわり中小企業センター
ひまわりほっとダイヤル

【月曜日～金曜日(祝日を除く) 10～12時、13～16時】

※電話で受付、面談による相談

※地域により無料相談実施状況が異なりますので、
お電話の際にご確認下さい。

0570-001-240

岐阜県司法書士会【Web予約のみ】

面談による相談 <https://www.gifu-shihoushoshi.or.jp/soudan>
Webによる相談 <https://www.gifu-shihoushoshi.or.jp/archives/1951>

市区町村の相談窓口

岐阜市	市民相談・消費生活課	消費生活センター	058-214-2666
大垣市	まちづくり推進課	消費生活相談室	0584-75-3371
高山市	協働推進課	消費生活センター	0577-35-2030
多治見市	くらし人権課	消費生活相談窓口	0572-22-1134
関市	商工課	消費生活相談室	0575-23-7355
中津川市	防災安全課	消費生活相談室	0573-66-1111 (内167)
美濃市	産業課	消費生活相談窓口	0575-33-1122 (内264)
瑞浪市	市民協働課	消費生活相談窓口	0572-68-9748
羽島市	市民総合相談室	消費生活相談窓口	058-392-9927
恵那市	商工課	消費生活相談窓口	0573-26-2131
美濃加茂市	商工観光課	広域消費生活相談室	0574-25-2111 (内462)
土岐市	生活環境課	消費生活相談窓口	0572-54-1111 (内172)
各務原市	まちづくり推進課	消費生活相談室	058-383-1884
可児市	商工振興課	消費生活センター	0574-62-1111
山県市	市民環境課	消費生活相談窓口	0581-22-6828
瑞穂市	商工農政観光課	消費生活相談室	058-328-1181
飛騨市	総務課	消費生活相談窓口	0577-73-7461
本巣市	総務課	消費生活相談窓口	058-323-5191
郡上市	総務課	消費生活相談窓口	0575-67-1832
下呂市	商工課	消費生活相談窓口	0576-24-2639
海津市	商工振興・企業誘致課	消費生活相談窓口	0584-53-1374
関ヶ原町	地域振興課	消費生活相談窓口	0584-43-0070
神戸町	産業環境課	消費生活相談窓口	0584-27-0178
輪之内町	住民環境課	消費生活相談窓口	0584-68-0185
揖斐川町	商工観光課	消費生活相談窓口	0585-22-2111
北方町	総務危機管理課	消費生活相談窓口	058-323-1111
七宗町	総務課	消費生活相談窓口	0574-48-2346
白川村	総務課	消費生活相談窓口	05769-6-1311